

社会福祉法人春生会

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人春生会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会 運営細則の第7条の規定に基づき 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等といふ。
- (2) 常勤とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤とは、役員等及び評議員選任・解任委員の内、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、これを支給しない。

(役員等の報酬等の額、算定期間及び算定方法)

第4条 役員等の報酬の額、算定期間及びその算定方法は次の各号の通りとする。

- (1) 報酬の額 常勤、非常勤の別を問わず 時間当たり 6,000円とする。
- (2) 算定期間 1か月毎に算定する。
- (3) 算定方法 每月一日から末日までに就業した総時間数(小数点以下は切り上げ)に(1)に示す額を乗じた金額を1か月の支給額とする。
- (4) 退職慰労金 役員等が非常勤の場合
50,000円×在任年数を掛けた額とし、その上限を1,000,000円とする。
尚、在任年数の算定は就任日を1年目とし、次に就任日を迎えた日を2年目とする。以降、同様に算定する。

- (5) 退職慰労金 役員等が常勤の場合

直近3年の平均月額報酬額×在任月数×役位係数

役位係数：理事長(0.06)、業務執行理事(0.05)、理事(0.04)、監事(0.04)

尚、在任月数の算定は就任日を1月目とし、次に就任日を迎えた日を13月目とする。以降、同様に算定する。

(役員等の報酬等の支給方法)

第5条 前条にて算定された金額について、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期に支給する。

- (1) 報酬 翌月末日(ただし、その日が銀行営業日でない場合は、直前の銀行営業日)
- (2) 退職慰労金任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、6か月以内

- 2 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、受取人本人の同意を得れば、受取人本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 理事会、評議員、評議員選任・解任委員会に出席した非常勤の出席者の通勤費は、公共交通機関利用による実費精算を除き、一律5,000円を支給する。
- 3 常勤の通勤費は、当法人職員の給与規程における通勤手当と同額を支給する。
- 4 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げ処理を行う。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、令和1年11月11日より施行する。